

● 1 面積・階数・高さ

建築物の面積、階数及び高さの算定は、建基令、昭和 61 年 4 月 30 日建設省住指第 115 号通知によるほか次によること。

(1) 倉庫等の内部に積荷用の棚又は床（人が上がって作業するものに限る。）は、床面積及び階数に算入するものであること。★

(2) 駐車のために供する部分の床面積は、次によること。

ア 床として認識されるもの（グレーチング床等も該当する。）は、車両を駐車する部分の他にこれに接する車路を含めて算出すること。ただし、上階にある駐車場への導入路、傾斜路等で駐車する部分のないものは、駐車場の床面積に含まれないものであること。

イ 機械式駐車場、機械式駐輪場（原動機付自転車を含む。）等床としての認識によりがたい場合の床面積の算定は、消防用設備等（特殊消防設備を除く。）の基準の適用にあたっては、水平投影面積によること。

(3) 地下街の床面積は、公共の用に供される地下歩道と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する地下施設（地下駐車場が併設されている場合は、当該地下駐車場部分を含む。）の部分のほか地上から当該地下街に至る階段及び傾斜路等の部分全てを算入するものであること。

● 2 棟の取扱い ★

(1) 建築物等の屋根、壁又は下屋等が構造的に接続している場合は、接続している建物全体を 1 棟として取扱う。

単に下屋等が接している場合は、それぞれ別の棟として取扱う。

(2) 雨どい、簡易な看板、配管・配線等が共有して設置されている場合又は接続している場合も別棟の取扱いとして差し支えないものであること。

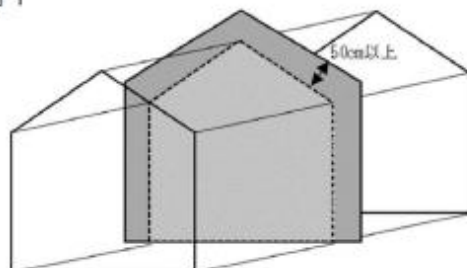
● 3 開口部のない耐火構造の壁等 ★

(1) 規則第 5 条の 2 第 1 号の「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当するものとして取り扱えるものであること。

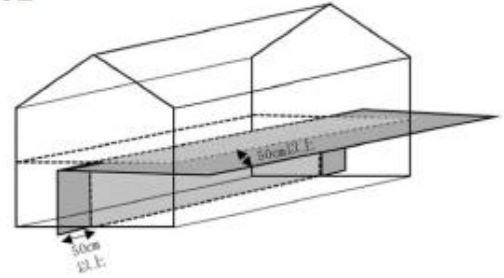
なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられていること。

(2) 規則第 5 条の 2 第 3 号の「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から 50cm 以上突き出していること」については、次の例によること。

例 1

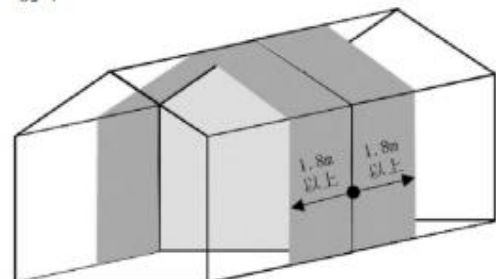


例 2



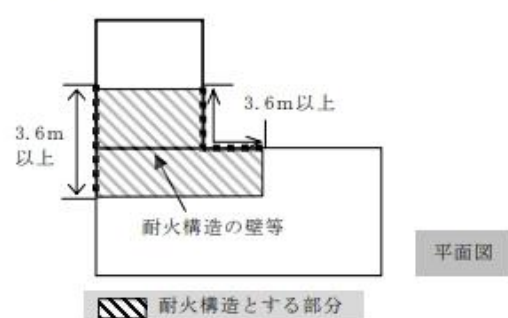
(3) 規則第 5 条の 2 第 3 号の「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅 3.6m 以上の部分を耐火構造とし」について、耐火構造とする範囲は、次の例によること。

例 1



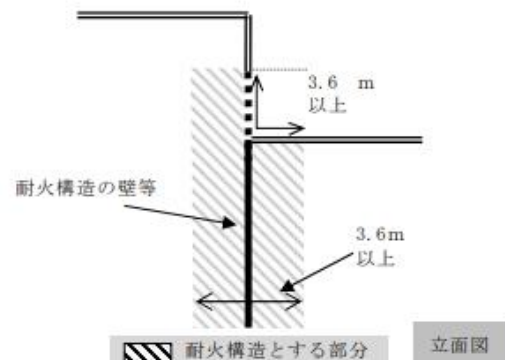
耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ 1.8m 以上の部分が耐火構造となることが望ましい。

例 2



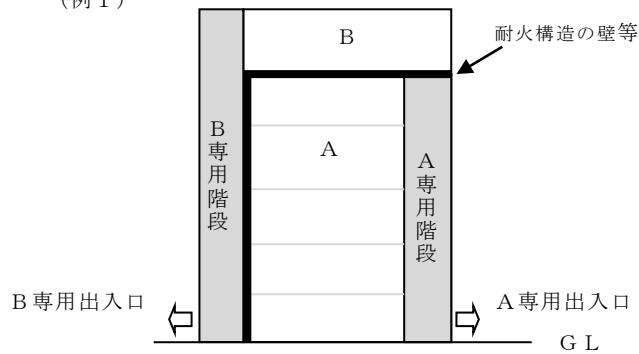
例 3

耐火構造の壁等を介して段差のある場合

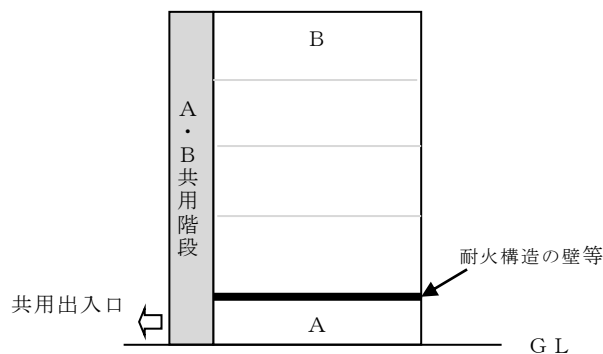


(4) 屋外へ通じる出入口は、他の区画と共有することなく専用となっていること。

(例 1)



(例 2)



例 2 の場合は、令 8 条第 1 項による別棟の取扱いとは認められない。

● 3 渡り廊下 ★

渡り廊下等で接続されている場合の別棟扱いの要件は、令和 6 年 3 月 29 日消防庁告示第 7 号（以下「壁等基準」という。）によるが、その運用は、次によること。

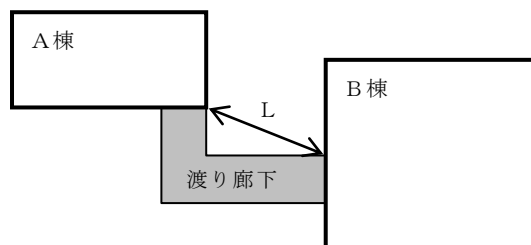
(1) 渡り廊下等部分の面積は接続するそれぞれの棟の延面積で按分して算定し、別棟の取扱いとなるそれぞれの棟（接続階）に加算すること。

◇ (1) 平成 25 年 1 月 1 日追加

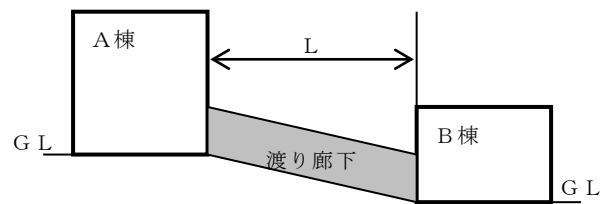
(2) 壁等基準第 3 第 1 号の「有効幅員」とは、渡り廊下の内壁間の距離であること。

(3) 壁等基準第 3 第 2 号の「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」とは、次によること。

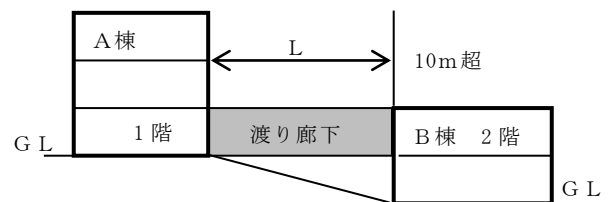
ア 渡り廊下が接続する部分の外壁面間の最短となる距離（L）であること。 ☆



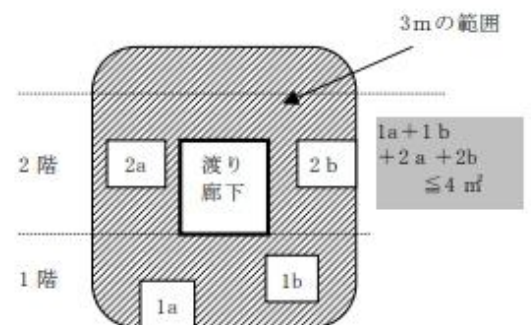
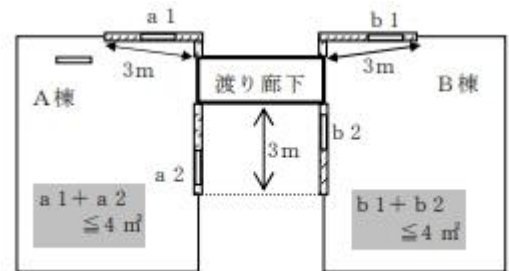
イ 渡り廊下が接続する部分が高低差を有する場合は、水平投影距離であること。 ☆

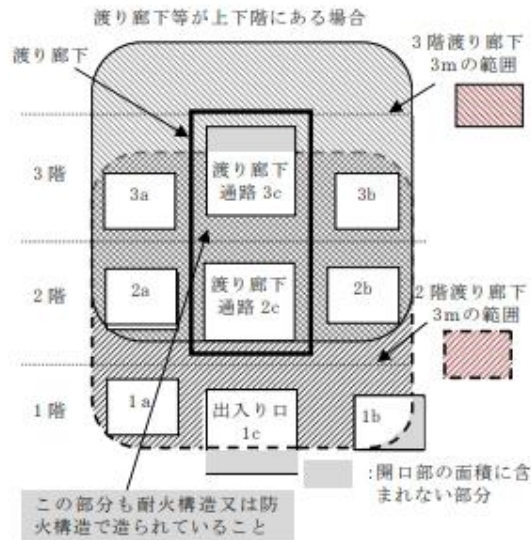


ウ 渡り廊下が接続する部分の階数が異なる場合は、高い側の階数の基準が適用されるものであること。 ☆



(4) 壁等基準第 3 第 2 号(2)の「開口部の面積が 4 m²以内」については、各階ごとに次図のように算定するものであること。





3階渡り廊下については、
 $3a + 3b + 2a + 2b + 2c \leq 4 \text{ m}^2$
 2階渡り廊下については、
 $3a + 3b + 3c + 2a + 2b + 1a + 1b + 1c \leq 4 \text{ m}^2$

※ 複層の渡り廊下の場合は、各階毎に各階の渡り廊下の接続部から3mの範囲でそれぞれ判定し、全ての階において3mの範囲内の開口部（渡り廊下接続部内の開口部（上図において2c・3c）も含む。）の合計面積が4㎡以内でなければならない。

なお、上下階の渡り廊下内の接続部分の壁も接続部分から3m以内の範囲は外壁と同様に壁等基準第3第2号(1)イ(耐火構造又は防火構造)によること。

- (5) 壁等基準第3第2号(3)ハ(イ)の「排煙上有効な位置」は、建基令第126条の3の規定に準ずること。
- (6) 壁等基準第3第2号(3)ハ(ロ)の「渡り廊下の長さ」は、渡り廊下幅員の中心線で判定するものであること。
- (7) 壁等基準第3第2号(3)ハ(ハ)の「非常電源」は、用途規模に係らず◇非常電源に規定する専用受電設備、自家発電設備又は蓄電池設備とし、当該設備を30分以上作動させる容量とすること。
- (8) 渡り廊下に下駄箱を設けた出入口、手洗い施設等を設けたものは、壁等基準第3第3号の「通行又は運搬の用途にのみ」には該当しないものであること。

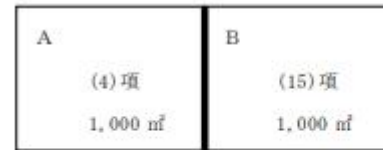
●5 令第8条による設置単位の取扱い ★

- (1) 令第8条の要件により区画された部分は、その区画された部分ごとに、その区画された部分の用途及び区画された部分の面積に応じて消防用設備等を設けること。

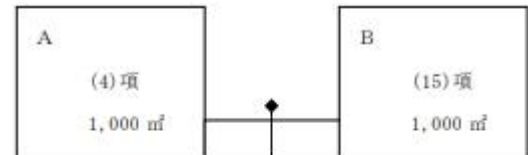
ただし、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

判断例

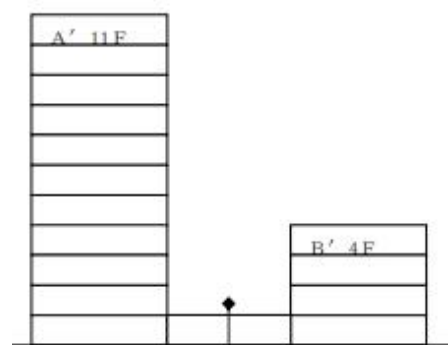
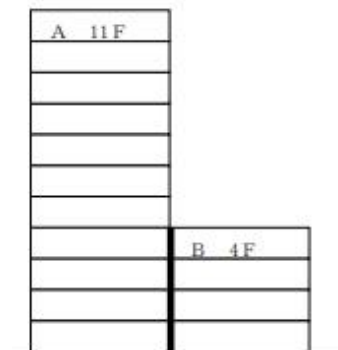
耐火の壁等：— 渡り廊下等：◆



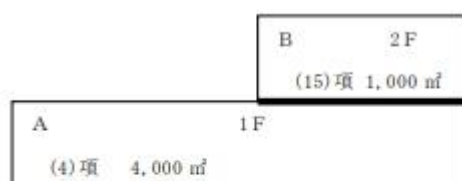
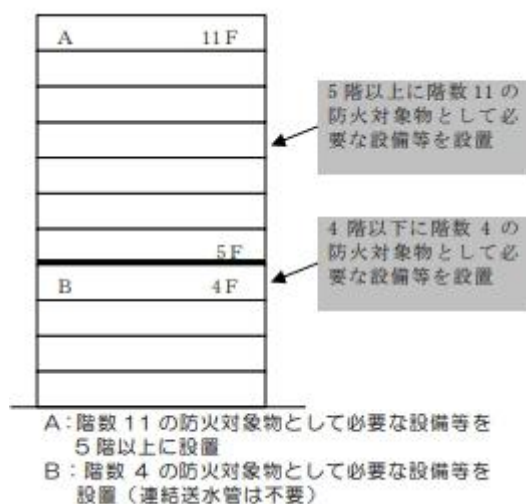
- A：延面積1,000㎡の(4)項の防火対象物として必要な設備等を設置
 B：延面積1,000㎡の(15)項の防火対象物として必要な設備等を設置



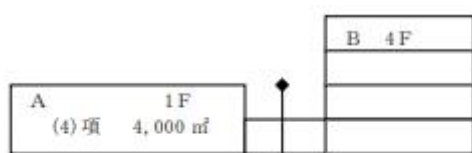
- A：延面積1,000㎡+渡り廊下等の按分した面積を加算して(4)項の防火対象物として必要な設備等を設置
 B：延面積1,000㎡+渡り廊下等の按分した面積を加算して(15)項の防火対象物として必要な設備等を設置



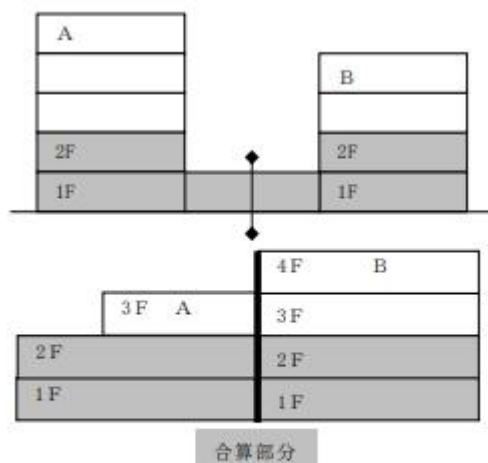
- A、A'：階数11の防火対象物として必要な設備等を設置
 B、B'：階数4の防火対象物として必要な設備等を設置（連結送水管は、不要）



A: 階数1、延面積4,000 m²の防火対象物（(4)項）として必要な設備等を設置（スプリンクラー設備は、不要）
B: 階数2、延面積1,000 m²の防火対象物（(15)項）として2階部分に必要な設備等を設置



A: 階数1、延面積4,000 m²（渡り廊下按分面積を含む。）の防火対象物（(4)項）として必要な設備等を設置（スプリンクラー設備は、不要）
B: 階数4の防火対象物として必要な設備等を設置



屋外消火栓設備（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）及び消防用水にあっては、令第8条の要件により別棟であっても、AとBの1・2階の床面積を合算して算定する。